

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔環境創造局 経理経営課〕

事業名	
1 款 1 項 5 目	
業務費（下水道使用料徴収経費）	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	1-1-5 6
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	企業債	下水道使用料等
令和3年度	191,082	0		15,569		175,513
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	233,699			15,813		217,886
増△減	△ 42,617	0	0	△ 244	0	△ 42,373

支出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業費	147,305	215,845	243,126
企業債+下水道使用料等	134,697	202,576	228,295
決算			
事業費	130,152	194,643	202,001
企業債+下水道使用料等	117,544	180,183	187,201

支出	令和4年度	令和5年度
事業費	218,820	218,820
企業債+下水道使用料等	205,305	205,305

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

公共下水道に汚水を排出している使用者に対し下水道使用料の徴収を行い、下水道財政の健全化を図る。
また、横浜市と隣接した川崎市、町田市及び鎌倉市の市境区域のうち、地形上の関係から公共下水道を相互に利用することが両市にとって有益になる区域については、相互委託に関する協定を結び事務の効率化を進めている。
さらに、委託による未徴収者への接続状況の現況調査を継続して実施し、下水道使用料の適正な賦課・徴収を行う。

根拠・データ等

下水道使用料の徴収に係る経費や、下水道使用料未徴収対策としての委託調査等の経費を算出しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ①会計年度任用職員経費
下水道使用料の徴収及び汚水排出量認定業務に係る調査の実施により、より適正な料金徴収へ繋がります。
- ②市境相互負担金
地形上の関係から公共下水道を相互に利用することが利益になる区域について、処理費をそれぞれの排水量に応じて負担することで、事務の効率化及び市民サービスの向上に繋がります。
- ③下水道使用料貸倒引当金
債権を3つに分類し、金額を予想し計上することで、貸倒損失によるリスクに備えます。

【実績及び今後見込み】

（単位：円）

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
料金徴収等会計年度任用職員経費	13,373,319	14,481,548	14,200,291	12,289,739	15,374,000	15,397,000	15,397,000
市境相互負担金	15,903,496	15,216,376	15,726,301	14,532,842	17,701,000	16,947,000	16,947,000
その他運営費	22,536,227	43,938,009	132,399,930	177,281,259	135,708,000	102,241,000	133,543,000
下水道使用料貸倒引当金繰入額	59,189,514	56,515,639	32,316,606	40,952,115	56,544,000	56,497,000	52,933,000
貸倒損失	-	-	-	-	-	-	-
合計	111,002,556	130,151,572	194,643,128	245,055,955	225,327,000	191,082,000	218,820,000

※下水道使用料貸倒引当金内訳 一般債権：5,821千円 破産更生債権：4,613千円 貸倒懸念債権：46,063千円

【事業費の内訳】

- (1) 会計年度任用職員経費 会計年度任用職員（4名）の法定福利費及び報酬
- (2) 市境相互負担金 協定に基づく川崎市、町田市及び鎌倉市への負担金
- (3) その他運営費 料金徴収にかかる事務費
- (4) 下水道使用料貸倒引当金 地方公営企業会計基準の見直しによる引当金
（下水道使用料不納欠損処分費 所在不明等により、未納分の時効期間が満了し回収不能となったもの）

（単位：千円）

区分	3年度	2年度	差引	説明
会計年度任用職員経費	15,397	15,374	23	
市境相互負担金	16,947	17,663	△ 716	協定に基づく負担金（精算額）の減
その他運営費	102,241	144,118	△ 41,877	接続調査対象水栓件数の減
下水道使用料貸倒引当金繰入額	56,497	56,544	△ 47	
合計	191,082	233,699	△ 42,617	

【事業スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～1月	2月	3月
下水道使用料の徴収・市外放流データの取り込み・システム稼働等（通年）								
（市境負担金事務） 前年度水量実績報告			翌年度経費算出結果報告			今年度負担金請求及び支出		
（貸倒引当金事務）						不納欠損処理引当金計上		

【事業開始年度】

「下水の排除及び処理事務の相互委託に関する協定」（川崎市（昭和52年締結）・町田市（昭和57年締結））
「汚水の排除及び処理事務の相互委託に関する暫定協定」（鎌倉市（平成7年締結））

【根拠法令】

下水道法第20条、横浜市下水道条例第18条～第22条、同施行規則第22条～第32条
地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則第157条

【根拠とするデータ等】

過年度実績、他都市負担金算出結果

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	下水道使用料・出納担当
	檜山 敏浩	安斉 英文	栗木 遥